

記入例

令和4年6月～

介護保険負担限度額認定申請書 兼 同意書

令和 ○年 ×月 ×日

(申請先)  
岐阜市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。  
 なお介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は、銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告  
 また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、銀行等に伝えて構いません。

介護保険被保険者証に記載の10桁の番号を確認の上、記入してください。

フリガナ	ギフ タロウ	被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6		
被保険者氏名	岐阜 太郎	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
生年月日	明・大・ <b>昭</b> 11年 11月 11日													
住所	岐阜市司町40番地1													
	電話番号 058 ( 265 ) 4141													
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	電話番号 ( )													
入所(院)年月日(※)	年	月	日	(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。										

内容確認

配偶者の有無	<b>有</b> ・ 無	左記において「無」の場合、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。												
配偶者に関する事項	フリガナ	ギフ ハナコ	個人番号											
	氏名	岐阜 花子	同居・別居の別	<b>同居</b> ・ 別居										
	生年月日	明・大・ <b>昭</b> 12年 12月 12日	配偶者市民税	課税 ・ <b>非課税</b>										
	住所	岐阜市司町40番地1	※個人番号の記載がなくても受け付けは可能です。 個人番号を記載して提出される場合は、番号確認、身元確認が必要となります。 確認方法として、 ・被保険者の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等 ・個人番号カード、運転免許証等、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認められるもの(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの) 上記の書類等によって行います。											

成年後見人が申請する場合には、登記事項証明書の写しを添付してください。

申請者氏名	岐阜 一郎
申請者住所	岐阜市○○町○○番地

預貯金等の写し(配偶者右の場合も含む)を添付してください。(※生活保護受給者を除く。)

書き損じた場合は訂正印が必要となります。  
修正ペン・テープは使用不可です。

裏面も記入してください

収入等及び 預貯金等に関する 申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 預貯金及び有価証券等の合計金額が <b>1,000万円(夫婦で2,000万円)</b> 以下です。			
	<input type="checkbox"/>	市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が <b>年額80万円以下</b> です。(受給している年金に○して下さい) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 預貯金及び有価証券等の合計金額が <b>650万円(夫婦で1,650万円)</b> 以下です。 ※65歳未満の場合、1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。以下同じ。			受給している全ての年金の保険者 に○して下さい
	<input type="checkbox"/>	市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が <b>年額80万円超120万円以下</b> です。(受給している年金に○して下さい) 預貯金及び有価証券等の合計金額が <b>550万円(夫婦で1,550万円)</b> 以下です。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が <b>年額120万円を超えます</b> 。(受給している年金に○して下さい) 預貯金及び有価証券等の合計金額が <b>500万円(夫婦で1,500万円)</b> 以下です。			該当する欄の <input type="checkbox"/> にチェックして下さい。
	※預貯金・有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり				
預貯金額	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 別添のとおり	有価証券	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 別添のとおり	その他 (現金・負債を含む)	180,000 円

内容  
確認

<記入はここまでです。>

**注意事項**

- (1) この申請書における「配偶者」については、**世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。**
- (2) 預貯金については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その**すべての通帳等の写し**を添付してください。  
(「銀行名・支店・口座番号・名義」及び「申請日から2ヶ月以内に記帳された最終残高(年金受給者の方は年金支給額がわかるページを含む)」が確認できる部分の両方の写しが必要で、なお生活保護受給者は添付の必要はありません。)
- (3) この申請書に書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

**添付いただいた通帳等の写しについては、負担限度額認定のみに利用し、目的外に利用しません。  
また5年間の保管期間が経過した後、溶解又は焼却により廃棄いたします。**

預貯金等の範囲(資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)

預貯金等に含まれるもの	添付資料(必要に応じて添付)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)・投資信託	証券会社や銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金等)	自己申告

※負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認。価格評価は申請日の直近2か月以内の写しを添付して下さい。なお預貯金等が一定額以下の場合、負債の申告は不要です。)

※生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属等及び絵画、骨董品、家財などは預貯金等に含まれません。

**※市処理欄**

預貯金額	有価証券	その他(現金・負債等)			
円	円	円			
申請について以下のとおり決定してよろしいか。			備考	受付	確認
決定区分	<input type="checkbox"/> 第1段階	<input type="checkbox"/> 第2段階	<input type="checkbox"/> 第3段階①	<input type="checkbox"/> 第3段階②	<input type="checkbox"/> 非該当(第4段階)
	<input type="checkbox"/> 生活保護 適用開始 年 月 日	<input type="checkbox"/> 世帯非課税+合計 所得等80万円以下	<input type="checkbox"/> 世帯非課税+合計 所得等80万円超 120万円以下	<input type="checkbox"/> 世帯非課税+合計 所得等120万円超	<input type="checkbox"/> 本人課税
	<input type="checkbox"/> 境界層該当 適用開始 年 月 日	<input type="checkbox"/> 境界層該当 適用開始 年 月 日	<input type="checkbox"/> 境界層該当 適用開始 年 月 日	<input type="checkbox"/> 特例減額措置	<input type="checkbox"/> 配偶者課税
					<input type="checkbox"/> 同一世帯員課税
					<input type="checkbox"/> 預貯金等限度額超過
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	起案	課長
適用年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	決裁	係長